

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る申請事案の標準処理期間

1人1車制個人タクシーに係る申請事案の標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定にあたっては、事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続による事業継続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間は含まない。

平成27年2月17日

中国運輸局長 河田 守 弘

記

- | | |
|--|-----|
| 1. 事業の許可（道路運送法第4条第1項） | 3ヶ月 |
| 2. 運賃料金の認可（道路運送法第9条の3第1項）
（道路運送法第89条の規定に基づき、意見の聴取があったものについては、4ヶ月） | 3ヶ月 |
| 3. 運送約款の認可（道路運送法第11条第1項） | 1ヶ月 |
| 4. 事業計画変更の認可（道路運送法第15条第1項） | 2ヶ月 |

5. 事業の譲渡及び譲受の認可（道路運送法第36条第1項） 3ヶ月

6. 相続による事業継続の認可（道路運送法第37条第1項） 2ヶ月

附 則

- 1 この公示は、平成27年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 2 平成14年1月23日付中国運輸局公示第188号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る申請事案の標準処理期間等」は、平成27年3月31日限り廃止する。